
平井 智尚*

本特集「メディアと社会のハイブリディティ」は小林義寛先生の退職を記念して企画した。小林先生は、日本大学大学院文学研究科の課程を経て、2000年4月に日本大学法学部の専任教員として着任した。以降26年にわたって法学部、そして新聞学科における教育の発展に尽力されただけでなく、2010年に設置された日本大学大学院新聞学研究科においても数多くの大学院生を指導し、メディア・ジャーナリズム分野の専門的な知識を有した人材を社会に送り出してきた。

小林先生が日本大学法学部に着任されて最初に担当した科目名は「大衆文化論」であり、ゼミナールの名称も同様に「大衆文化論」であった。現在、ゼミナールの名称は「ポピュラーカルチャー」へ変更されているが、字面だけを見れば大きな違いはないように映る。しかし、学術的な文脈において「大衆文化」と「ポピュラーカルチャー」は「別物」として扱うのが適切である。

人文社会領域における「大衆文化」という概念は、英語で言えば「マスカルチャー」に対応する。そうした議論の代表例の一つとして挙げられるのはアドルノ＝ホルクハイマーが提示した「文化産業論」である。文化産業論とは映画、音楽、ラジオなどの商品化・大量生産された文化によって大衆の思考が画一化されることを批判する枠組みである。小林先生が日本大学法学部に着任された際のカリキュラムに設置されていた「大衆文化論」という科目が、文化産業論のような内容を想定していたというわけではないだろう。しかし、ポピュラーカルチャーに対する社会的な認識や大学教育における評価が「大衆文化」であったというのは否めない。「大衆文化論」という科目名も「想像力」や「リアリズム」の所産と考えても的外れとは言えないだろう。

小林先生が教育や研究で扱う対象に含まれる漫画、アニメ、ゲームといった「ポピュラーカルチャー」は、着任当時の「新聞－ジャーナリズム」の権威と「テレビ－エンタメ」のポピュラリティを双壁とするメディア・ヒエラルキーの構造においては格下であり、それは「大衆文化」という評価にもつながっていた。小林先生が着任してから26年が経過し、メディア・ヒエラルキーの頂点に君臨していた双壁は失墜し、「コンテンツ」や「推し活」といった言葉が良くも悪くも脚光を浴びるようになり、ポピュラーカルチャーやそのファンたちを教育や研究で扱うことは恥ではなくなった。こうした流れは四半世紀という時間の経過とメディア環境の変化を物語っているに過ぎない。だが、小林先生の退職に伴い過去を振り返る作業に着手したことで、かつての「大衆文化(論)」時代を発掘できたことはそれなりに意義があるように思う。

研究面に関しては、小林先生は「ファン研究」が主たる対象であるとイメージするかもしれないが、研究者業績の一覧を閲覧すると「雑種」と言い表すことができる。最初の研究論文は「交又イトコ婚をめぐる論争」であり、同論は文化人類学の領域に位置づけられる。また、最初の共著文献は『客観報道——もうひとつのジャーナリズム論』（鶴木真編、1999年、担当「当事者として語る

こと——客観報道とリアリティの多元性をめぐって) であり、本論はジャーナリズム研究に位置づけられる。この他にも『「水俣」の言説と表象』(小林直毅編、担当「「水俣漁民」をめぐるメディア表象」)のような社会問題と関連する研究業績も見受けられる。このように業績を概観してみると、パブリックイメージとしての「ファン研究」は小林先生の研究活動において一部を構成しているに過ぎないように思える。それは事実といっても差し支えないであろう。つまり、小林先生は生活者の視点から研究を行ってきたのであり、文化人類学、ジャーナリズム研究、社会問題、オーディエンス、そして、ファンという「雑種」は生活者という枠組みにおいては一貫しているのである。その意味では「大衆文化」と「ポピュラーカルチャー」という概念上の区分も実のところ意味をなさないのかもしれない。

本号の特集に掲載された原稿も従来の退職記念特集の内容と比べると一貫性は乏しい。学科・専門領域を横断する形で原稿が寄せられたのはひとえに小林先生の人柄によるところであろう。同時に小林先生の教育・研究活動におけるエートスが退職という契機に期せずして現出したのではないかとも思うのである。